

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年2月14日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5061-116
- (2) 工事名 下笠大路井線配水管更新工事
- (3) 工事場所 草津市野村四丁目
- (4) 工事概要 開削工
- ダクタイル鋳鉄管
- φ200mm L=191.1m
- φ150mm L=13.4m
- φ100mm L=6.6m
- φ75mm L=4.2m
- 耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管
- φ150mm L=5.3m
- φ100mm L=1.5m
- φ75mm L=1.5m
- (5) 工事期間 契約締結日から令和7年12月1日まで
- 2 予定価格 92,270,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津

市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

大津市中央一丁目6番11号

株式会社エフウォーターマネジメント

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和6年度において土木一式工事（水道施設工事）部門に登録されている者であること。

- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和6年度の格付けにおいて、土木一式工事（水道施設工事）部門のAランクとして格付けされている者であること。

- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、必要に応じて監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書も有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和7年2月14日午前9時から令和7年3月17日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和 7 年 2 月 14 日午前 9 時から令和 7 年 2 月 28 日午後 5 時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式 1 を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和 7 年 3 月 7 日午前 9 時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和 7 年 3 月 14 日午前 9 時から令和 7 年 3 月 17 日午後 5 時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第 4 条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等
入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。
ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式 2）
イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
ウ 水道施設工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し
エ 見積内訳書
- (5) 添付ファイルの容量は、3 メガバイトまでとする。

9 開札

- (1) 開札日時 令和 7 年 3 月 18 日 午前 11 時 30 分から
- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課

10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順

位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

11 積算疑義申立て手続きに関する事項

- (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
- (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

12 入札の無効

- (1) 草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 10 号）第 14 条の規定に該当する入札は無効とする。
- (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
- (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成 9 年草津市規則第 13 号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の 10 % 以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 その他必要事項

- (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (2) 共同企業体での参加は認めない。
- (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
- (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
- (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

2.1 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和7年2月14日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第3号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月3日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

1 期 日 令和7年2月14日（金）

午後2時00分

2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和7年2月3日揭示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第4号

草津市指定下水道工事店の解除について

下記の草津市指定下水道工事店に対する指定について、辞退により解除したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条の規定により告示する。

令和7年2月7日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地
1109	株式会社丸屋建設	嶋田礼子	栗東市辻474番地2

（令和7年2月7日揭示済み）

草津市上下水道事業告示第5号

草津市指定下水道工事店の営業所の移

転について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の営業所の移

転があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成
26 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 11 条
第 4 号の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 12 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1268 株式会社 L I N O

	新	旧	移転年月日
営業所	栗東市小柿 一丁目 4 番 1 号	草津市矢橋 町 3 9 4 番 地	令和 7 年 1 月 1 7 日

（令和 7 年 2 月 12 日揭示済み）